

知識ゼロでも大丈夫！



中高年のための

身近な法律 相談所

成年後見

相続手続き

遺言

そして、家族信託

とき司法書士法人
司法書士 川喜 一夫
司法書士 山田 祥

目 次

家族信託なら解決できる！ 39	
はじめに 1	柔軟な対応が可能に 40
この小冊子で扱う範囲（ライフステージ別の財産管理） .3	【番外編】身寄りがない人（おひとり様）の財産管理...41
【事例 1】成年後見とは.....4	考えるべきポイント 41
成年後見人とは 5	認知症（介護が必要）になったとき 42
成年後見には 3 つの種類があります 7	死亡した後の手続きが問題 42
成年後見人になれる人 9	残された問題「身元保証」 45
自分で後見人を決めておく方法（任意後見） 10	あとがき 47
成年後見は悪質商用には強力な武器 13	
成年後見と任意後見、どちらがいい？ 14	
【事例 2】相続手続き 16	
相続手続の手順と方法 17	
【事例 3】遺言の書き方 25	
相談者が亡くなるとどうなる？ 25	
5 分で書ける遺言 27	
確実なのは公正証書の遺言 29	
遺言は書き直しできるか？ 30	
遺言を書いておくといい人 31	
【事例 4】最新の方法 家族信託 33	
遺言では解決できない 34	
新しい方法なら解決！「家族信託」 34	
家族信託とは 35	
【事例 5】家族信託 その他の使い方 ~空き家になつた実家の売却~ 37	
これまでの方法では・・・ 38	

はじめに

「法律」が味方するのは、どんな人でしょう？

ウソをつかない、約束を守る、礼儀正しくする。
このようなことをいつも意識していれば、イザというとき法律は味方
をしてくれるのでしょうか？

普段は意識をすることがない法律ですが、中高年にになると法律に
関係することが多くなります。

- ・ 親が認知症になり、銀行の窓口で「成年後見人」をつけないと
お金がおろせないと言われた。
- ・ 親が亡くなり、「相続の手続き」が必要。
- ・ 子供たちのために財産をどう分けるか、「遺言」で決めておきた
い。

これらのこととは、だれもが経験することなのに、よくわからないこと
が多い。それもそのはず、学校では習わないからです。そして、突然
法律と向き合うことになり、不安を感じてしまいます。

しかし、法律についてポイントを理解していただどうでしょうか？

親が認知症になり、銀行の窓口で「お金をおろせません」と言わ
れてもあわてることがありません。相続になつても、どうするかわかつ
ているから安心です。遺言がないとどうなるかも予測ができます。

これらは、法律を知っているから不安になることがあります。
そうです。法律は正しく生きている人の味方ではないのです。
法律は知っている人の味方です。

本書は、中高年になるとだれもが経験する法律についてわかりやす
く解説しました。**成年後見、相続手続き、遺言**について、事例に基
づいてやさしく説明しています。そして、最近できた新しい法律、
家族信託も事例を交えて紹介しています。

筆者は法的手続きを司法書士をしています。一方で一般市
民など、法律の知識のない人に法律のセミナーを年數十回行つて
います。セミナーの参加者からは、

- ・ 事例に基づいているので、イメージできた。
- ・ 専門用を使わずわかりやすかった。
- ・ 法律の勉強なのに、あつとい間に時間が過ぎた。

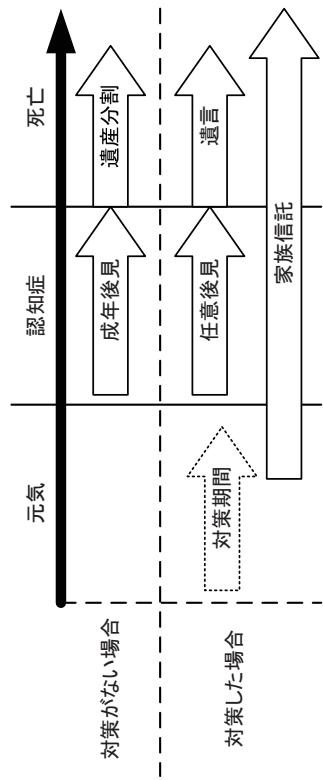
などという意見をいただいております。

本書を読めば、成年後見、相続手続き、遺言、そして、家族信託
について、基本的な知識を持つことができるでしょう。イザというとき
あわてずに済みますし、安心感も得られます。

本書を通じて、あなたも**法律を味方**につけてください。

とき司法書士法人
司法書士 川奇 一夫
司法書士 山田 祥

この小冊子で扱う範囲（ライフステージ別の財産管理）



財産管理(お金の出し入れや、不動産の管理など)は、自分が元気なうちは、自分できます。当然ですよね。

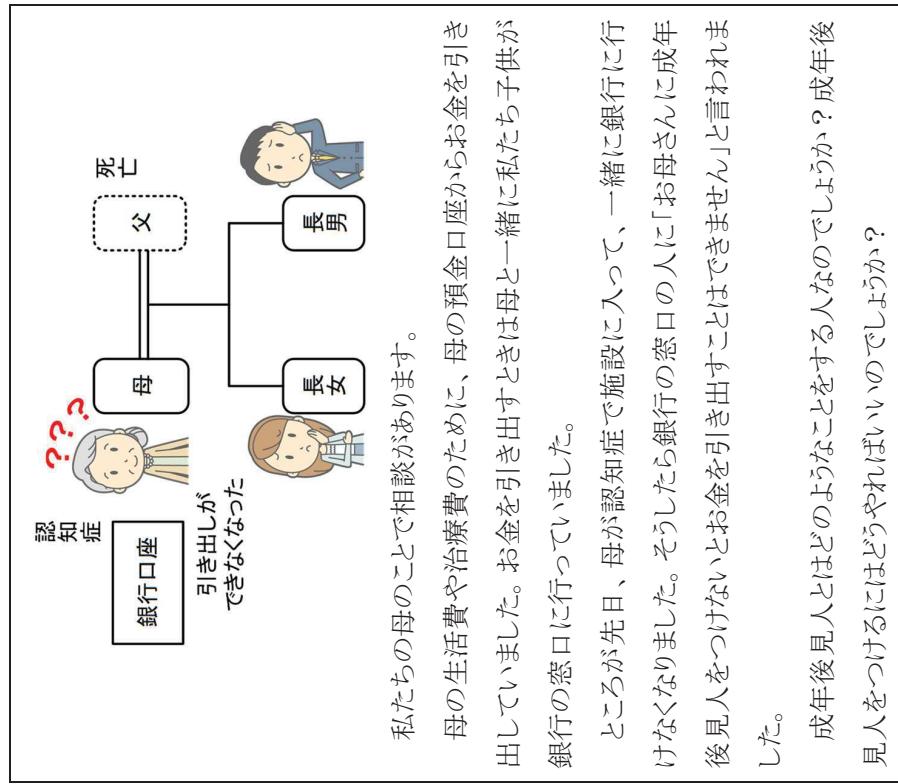
しかし、**認知症**になると自分でできないので、誰かにしてもらう必要があります。

また、**亡くなる**と、財産は相続人に引き継がれ、相続人が財産管理をすることになります。

この小冊子では、**認知症のときの財産管理と、死亡したあと、誰に財産を継がせるかについて、対策がある場合とない場合に分けてお伝えします。**

対策がない場合	成年後見	4ページ～
	遺産分割	21 ページ～
対策した場合	任意後見	10 ページ～
	遺言	25 ページ～
	家族信託	33 ページ～

【事例 1】成年後見とは



人の本人でないとできません。親が窓口に行けなくなり、子供だけで窓口に行つても、お金を払うことができません。「子供だからいいだろう」と思つても、銀行はやさしくも断固たる態度で拒否します。

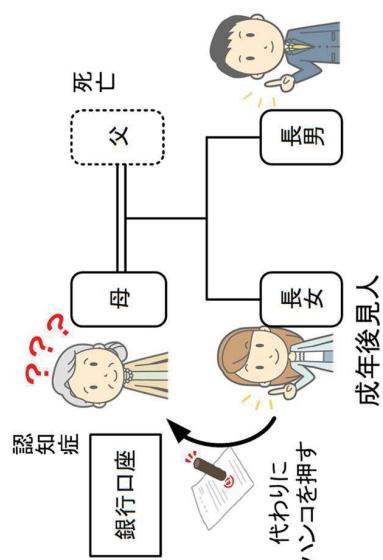
お金を払うためには、最低限、親と窓口と一緒にに行って、親の意思の確認ができる必要があります。ですから、親が窓口に行けなくなると、口座からお金がおろせなくなります。もちろんATMからお金を払う場合は、本人確認はされませんが。

親が窓口に行けなくなり、本人確認ができないと、窓口で「成年後見人をつけてください」と言われたことがあります。このように言われたことがある人も多いと思います。

この成年後見人とはどのような人なのでしょうか？

成年後見人とは

認知症や知的障がいなどで、判断能力が十分でない方は、預貯金の入出金や施設などの契約手続などが、自分でできません。成年後見人は、その判断能力が十分でない方に代わって、これらの手続を代行する人です。一言で言えば、「代わりにハンコを押す人」と言えます。



私も何人かの成年後見人をしていますが、何をしているかというと、銀行に行ってお金を払おろして、施設など料金の支払いや、介護保険などの役所関係の手続き、施設との契約です。判断能力がなくなつた人に代わり、私がその手続の内容を判断して、書類にハンコを押しています。

まさに「代わりにハンコを押す人」です。別な言い方をすれば「保護者」です。

5歳の子どもが、お正月にお年玉をもらいました。そのお年玉を貯金することにして、その通帳は5歳の子どもでは作れないですね。お母さんやお父さんが、その子の代わりにその子の通帳を作ります。「保護者」だからです。

お母さんが高齢になりました。認知症で判断能力が不十分になつて、年金を入れる通帳を作るとき、お母さんは自分では作れません。そのようなとき、お母さんの通帳は誰が作るでしょうか？

子どもなどが成年後見人になって、お母さんの代わりに、お母さんの通帳を作ります。「保護者」に似ていますね。

5歳の子どもは、どんな子でも通帳を自分で作れませんが、80歳の人は、しつかりしている人もいれば、認知症などで判断能力が十分でない人もいます。ですから、成年後見人が必要かどうかを誰かが判断しなければならない。それが家庭裁判所です。實際には、精神科の医師からの診断書に基づいて、家庭裁判所は判断します。

成年後見

基本的には、自分では事務的なことが何もできない場合です。成年後見人は、その人の全ての事務的手続について代わりにハシコを押す権限を持っています。

保佐（ほさ）

日常生活は基本的には自分でできるけど、重要な契約は、だれかのサポートが必要なケースです。

発達障がいなどで、判断力は通常の人より不足するけど、日常生活は自分でできている人が保佐になることがあります。

不動産の売買、住宅のリフォーム、相続のときの遺産分けの手続き（遺産分割協議）、訴訟をする場合などは、それらの書類にその人がハシコを押し、さらに保佐人もハシコを押します。ですから、保佐人は「代わりにハシコを押す人」というよりも、「一緒にハシコを押す人」ですね。

判断能力の程度によって、通帳のお金の出し入れも自分でできない人もいますし、お金の出し入れや日常生活はできるけど、自宅のリフォームの契約や不動産の処分など、高度な判断が求められることは、誰かのサポートが欲しいという人もいます。

補助

意されています。

保佐より更に、軽いケースです。

判断能力は通常の人より多少不足するけど、日常生活は自分でできている人が補助になることがあります。保佐と補助の違いは、判

断が難しいですが、精神科のお医者さんが検査することにより、この人は保佐、この人は補助、と判断してくれます。

重要な契約にその人のハシコの他に補助人のハシコも一緒に押します。ですから、その点でも保佐人と似ています。

成年後見人になる人

成年後見人になるには資格などが必要なのでしょうか？

成年後見人になるためには、資格は不要です。家族がなれるのであれば、家族が成年後見人になるのが一番いいと思います。しかし、様々な理由で家族がなれない場合があります。

例えば、

- ・ 近くに家族が誰もない、
 - ・ 近くに家族はいるけど、多額の借金を抱えている
 - ・ 親族間でトラブルがある
- などです。このようなときは、司法書士や弁護士などの第三者が成年後見人になることがあります。
- 多額の財産（といっても、現金で1000万円～2000万円以上ですか）をお持ちの人が、判断力がなくなつた場合も、第三者が成年後見人として選任されるケースが多いようです。

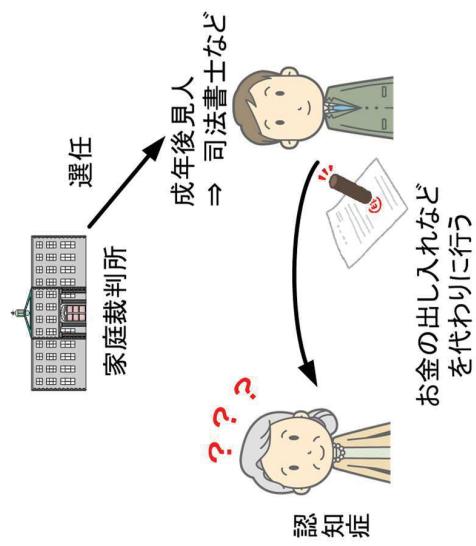
最近は、成年後見人に第三者が選任される傾向にあります。令和3年では、第三者が成年後見人になるケースは8割ありました。親族

が選任されることのは2割程度です。また、財産の管理(は司法書士や弁護士などの第三者、身の回りのお世話は親族などというように、複数の成年後見人が選任されることもあります。

成年後見人になるためには資格はいりませんが、成年後見人をつけてもらうとき、家庭裁判所はその人や家族の事情を考慮して、成年後見人を選んでいます。

自分で後見人を決めておく方法（任意後見）

成年後見人は、家庭裁判所が選任します。最近は8割が家族以外の第三者です。当人からすると、少し抵抗ありませんか？



成年後見人は、家庭裁判所が選任する

赤の他人が、自分の通帳からお金の出し入れをしたり、役所や施設の手続をしたりするわけですから。私も何人かの成年後見人をしていますが、成年後見人をしてい る人は、それまで全くの赤の他人でした。そんな人がいきなり来て通帳を持って行き、お金の出し入れや支払いをするのです。施設に入っている人の成年後見人になったときは、空き家になっているご本人の自宅に入り、通帳類などを探す「家探し」をしたこともあります。

こんなことがわかっていると、少し抵抗があると思います。

自分が将来、判断能力がなくなつたときには、後見人を誰か、信頼できる人に頼んでおけないものでしょうか？

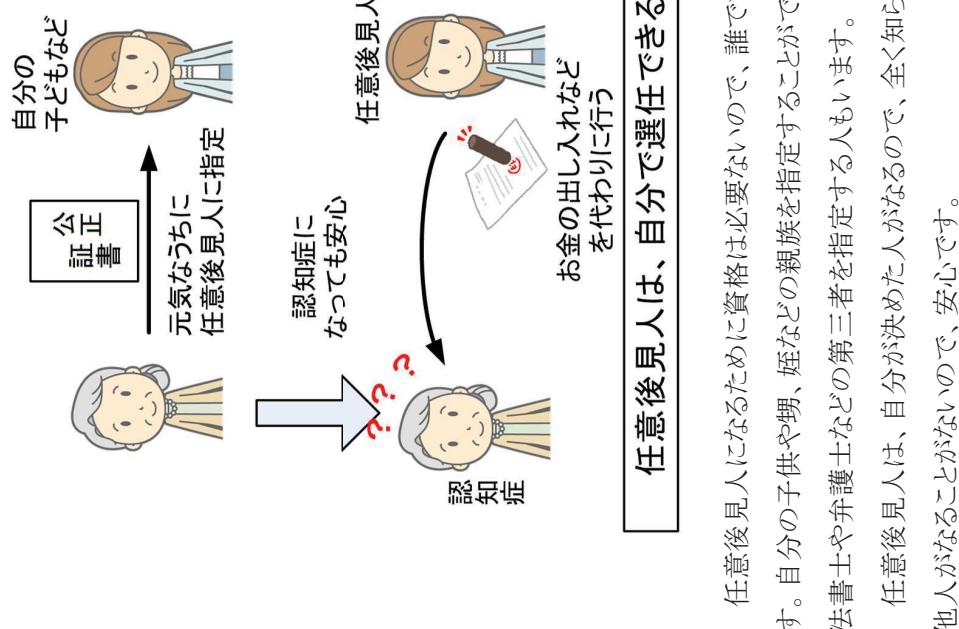
実は、できます。

「任意後見」という制度があります。

任意後見とは、自分で予め、自分の後見人を決めておく制度です。自分が認知症などになり、判断能力がなくなると、自分が決めておいた人が後見人になります。

公正証書で任意後見人を指定する契約をします。

自分の判断能力が不足するようになると、頼まれた人は、通帳のお金の出し入れなどの保護的な役割がスタートします。任意後見人にどこまで任せかるかは、予め決めておくことができます。

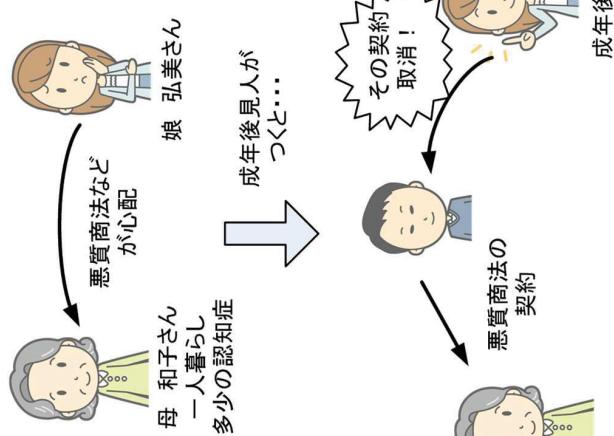


今はまだ元気だけど、将来的に預貯金の管理や、各種契約や手続きに不安がある場合、自分が信用できる人に任意後見をお願いしておくのも一つの手だと思います。

成年後見は悪質商用には強力な武器

ここまで、成年後見人や任意後見人は「代わりにハシコを押す人」というお話をさせいただきました。これ以外に成年後見人は強力な効果があります。

和子さんは一人暮らし。最近少し認知症がすすみ、娘の弘美さんは悪質商法に狙われないか心配しています。先日も、必要もないのに高級布団を購入する契約をしてしまい、数十万円を払うことになってしまいました。娘の弘美さんは今後もこのようなことがないか心配しています。



そこで、弘美さんは家庭裁判所に成年後見人をつける申し立てをして、お母さんの和子さんの成年後見人になりました。そうすると法律上、強力な武器が手に入ります。今後、和子さんが自分一人で大きな買い物や不必要なリフォームなどの契約をしてしまったとしても、成年後見人である弘美さんは「取消」といっててしまえば、お金を支払わなくとも良くなります。法律的に完全に保護されます。**これも法律を知っているからこそできることですね。**

このように、成年後見人には契約を取り消せる強力な権限があります。保佐人や補助人にも同様に取消権があります。ただし、任意後見人には取消権がありませんのでご注意ください。親御さんなどが一人暮らしで、悪質な業者に狙われないか心配している方は、成年後見人を付けると安心ですね。

成年後見と任意後見、どちらがいい？

成年後見と任意後見はどちらを選択すべきなのでしょうか？成年後見と任意後見の特徴の違いをまとめてみましょう。

成年後見 任意後見 比較		
設定	成年後見 判断力がなくなつて から	任意後見

【事例2】相続手続き

私は50代の女性です。先日、父が亡くなりました。父名義のものは、自宅と、預貯金があります。

父が亡くなつて葬儀費用の支払いのために、預金をおろしに行つたら、口座がロックされておろせませんでした。銀行の担当者に聞いたら「相続手続きが必要です」といわれました。

自宅の名義も変えたいですし、相続手続きはどうしたらよろしいでしょうか、?

```
graph TD; 父 --- 母; 母 --- 子[相談者]; 母 --- 姉[妹]
```

後見人を選ぶ人	家庭裁判所	自分で決める
後見人の報酬	裁判所が決める	自分で決める
監督人	つくこともある	必ずつく(弁護士、司法書士)
支援の範囲	原則として、全ての事務手続き	自分で決めた範囲

成年後見は、事前対策をしておかなかつた場合の制度で、家庭裁判所の監督下の元に、法律で決められたことを行う制度です。身寄りがない人や、家庭裁判所の監督下で財産管理をしたい人(家族間でトラブルがあるなど)にとっては、優れた制度ですね。

一方で、任意後見は、認知症になる前の事前対策。ここが大きな違いです。そして、多くのことを自分で決められるので、融通が利きやすくなります。面倒を見てくれる人が既にいる人や、融通を利かせた財産管理をしたい人(不動産や会社経営者)にとっては、認知症対策は、成年後見ではなく、任意後見の方が良いかもしれません。

成年後見、任意後見 それぞれ利用するといい人

成年後見を使つた方がいい人	・身寄りがない、頼れる人がいない ・親族間でトラブルがある ・悪質商法が心配な場合
任意後見を使つた方がいい人	・面倒を見てくれる人がいる ・経営的な財産がある(不動産、会社)

家族が亡くなると、葬儀や病院に対する支払など、何かとお金がかかります。そこで、お金をおろしに銀行に行くと、この事例のように、「相続手続きが必要です」と銀行の窓口で言われるわけです。

相続の手続は、昔の戸籍を集めたり、住民票や印鑑証明書を取りたり、いろいろな書類に記入したりと、とても大変。ある方は、「大変で悲しんでいるヒマもなかった」と言っていました。では、この相続手続きはどのように進めていけばよいのでしょうか?

相続手続の手順と方法

相続手続きは初めての経験のことが多く、何から手をつけたらいいかわからぬこともあります。相談者の事例ですが、どんな方でも遭遇する可能性がある典型的な例です。

【手順1】戸籍を集めること

【手順2】財産の把握

【手順3】財産をどのように分けるか相談（遺言の確認）

【手順4】必要書類の作成

【手順5】銀行や法務局で、名義変更手続き

一つずつ、見ていきましょう。

＜手順1＞戸籍を集めること（相続人の把握）

亡くなられたご家族が住まっていた市区町村の役所に行って、「相続で必要な戸籍をください」といえれば、相続で必要な戸籍一式を出してくれます。筆で書いたような昔の戸籍からコンピュータで印字された現在の戸籍まで、何通も出されると思います。しか

も、昔の戸籍の筆頭者の生まれた年が「安政〇年」とか書いてあります。たって、幕末を生きた自分の先祖の歴史を感じます。亡くなつた方が、生前、他の市区町村に本籍を移している場合は、そのときの戸籍はその市区町村でとれます。

戸籍には、その人が歩んできた人生が記録されます。生まれたこと、結婚や離婚したこと、子供が生まれたこと、養子縁組をしたこと、などなど、が記録されています。

戸籍を見ると、亡くなつた方の相続人がだれか、正確にわかります。通常は子どもと配偶者です。しかし、専門家（司法書士や弁護士）に見てもらつた方がいい時があります。

それは、次のようなどきです。

- ・ 子どもが先に亡くなっている
- ・ 何度も結婚していたりしている
- ・ 子どもがいない

このようなどきは、相続人が誰かわかりにくいくこともあります。後で、「相続人で抜けていた人がいた」、なんてことになると大変なので、専門家に見てもらつた方が安心です

＜手順2＞財産の把握

財産で典型的なものは、預貯金と不動産ですね。
亡くなつた方が持つていた預貯金と不動産の調べ方はどういうふうにすればよいのでしょうか？

預貯金は通帳があれば、口座があることの確認になりますよね。
通帳もなく口座を持っていたかもしない場合、どうするかが問題です。

口座を持っていたと思われる金融機関に行き、口座の有無を調べてもらいます。その際は、亡くなつた方の戸籍や、あなたの免許証などの身分証明書が必要になるでしょう。金融機関によつては印鑑証明書や実印も必要などこともありますので、あらかじめ取つておけば、二度手間にならないと思います。

この確認は、金融機関の支店ごとで行わなければいけません。亡くなられた方が口座を持つていそつた金融機関の全ての支店で行う必要がありますので、けつこう手間かもしれません。

一方で不動産の調べ方は比較的簡単です。毎年、5月頃に、市区町村から固定資産税の納税通知が届きます。その通知の中に、土地や建物の一覧(課税明細書)がありますので、それで確認できます。また、市区町村の資産税課などで、固定資産の評価証明書をもらうと、その市区町村にある不動産の一覧と評価額がわかります。

土地建物の名義を移す手続き(相続登記)で固定資産の評価証明書を使うことがありますので、評価証明を取つておいた方がいいと思います。評価証明は、不動産がある全ての市区町村で取つてください。ただ、私道が評価証明から抜けていることがありますので、注意してください。

このように、亡くなつた方が、どんな財産を持っていたかを把握するのは比較的簡単です。
しかし、気をつけなければいけないことがあります。

それは借金です。

借金も相続されるのです。借金ならまだわかりやすいですが、人の保証人になつているケースもあります。借りた人が順調に返してくれればいいですが、支払ができなくなると保証人に請求されます。この請求も相続されるのです。

ある日突然、金融機関から「保証人として、お金を払つてください」と通知が来ることもあります。保証人は怖いですね。
特に、自営業や会社経営者など、商売をされていた方だと、借金があつたり、人の保証人になつたりしていることもありますので、気をつけください。
もし、多額の借金が判明したら、相続放棄です。

これは、家庭裁判所でする手続です。ご家族が亡くなつてから3ヶ月以内(正確には自分が相続人になったことを知つてから3ヶ月以内)にする必要があります。

あまりのんびりできないですね。

<手順3>財産をどのように分けるか相談

通常は、相続人が誰かわかつているし、どんな財産があるか知つていると思います。

葬儀の時などに、ご家族(相続人)で、亡くなつた人の不動産や預貯金をどうするかを話し合うこともあります。

この財産をどう分けるかを相談した話し合いを
「遺産分割協議」
といいます。これは相続人全員で相談する必要があります。

亡くなつた方が遺言を残されていたら、原則その通りに財産を分けることになります。

遺言を書かれている方はあまりいないので、普通は、遺産分割協議をすることがあります

遺言で不動産を誰にやるかしか書いてなければ、預貯金の分け方にについては遺産分割協議が必要です。

遺言が無効になることもあります。特に自筆で書いた場合は、書き方が法的に正しくなく、無効になることがあります。ですから、遺言があつても遺産分割協議が必要なことがあります。

95%くらいの人は、遺言は書いていませんので、ほとんどの場合、相続手続には遺産分割協議は必要になります

<手順4>必要書類の作成

遺産分割協議で遺産をどう分けるか決まつたら、それを紙に書きましょう。この遺産をどのように分けるか書いた書類を
「遺産分割協議書」
と、いいます。この遺産分割協議書には、相続人全員が実印で押印し、印鑑証明書もつけます。更に、相続人全員の戸籍も必要です。

この遺産分割協議書ですが、相続人全員で実印を押さなければいけません。

これが大変なときもあります。

納得しない人がいたり、行方不明の人人がいたりすると、全員の印鑑がそろわない。

納得しなくて押さないときは、大変ですが、行方不明などで押せない人がいる場合は、法律はそのようなケースもちゃんと想定していますので、何とかなりますから、安心してください。そのよう場合どうするかは、後ほど説明します。

遺産分割協議書は次のようにあります。
サンプルを示すので、参考にしてください。

遺産分割協議書	
被相続人	山田 父男
最後の住所	○○市○○1丁目2番3号
生年月日	昭和○年○月○日
死亡年月日	令和○年○月○日
1. 被相続人の不動産は、山田母子が相続する。	
2. 被相続人の預貯金は、山田姉妹が相続する。	
3. その他の財産は、鈴木妹子が相続する。	
令和○年○月○日	話し合いを した日付
住所	○○市○○1丁目2番3号
氏名	山田 母子
住所	○○市○△2丁目3番4号
氏名	山田 姉妹
住所	△△市△△3丁目2番1号
氏名	鈴木 妹子

<手順5>銀行や法務局で、名義変更手続き

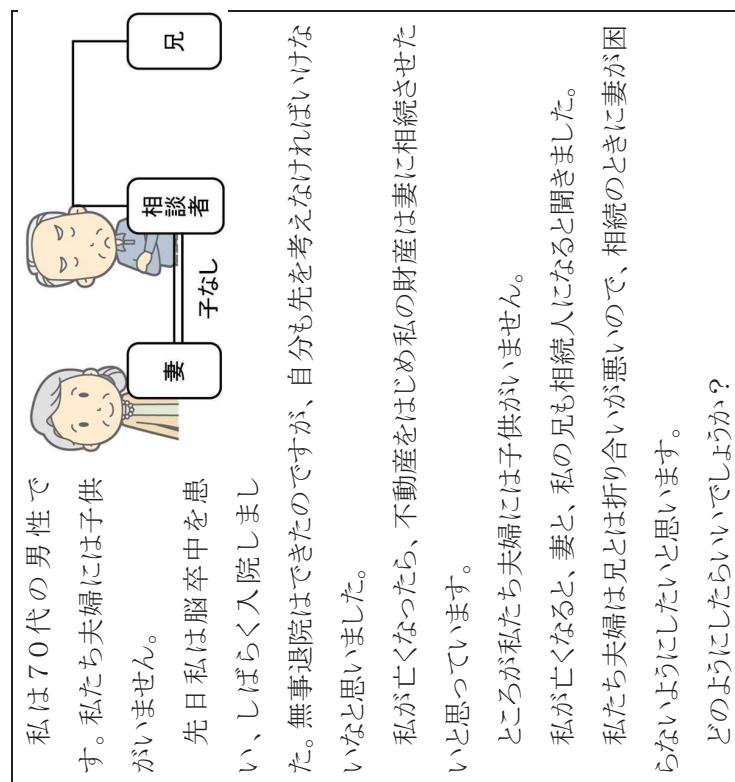
戸籍や印鑑証明書、遺産分割協議書も全てそろえれば、銀行や法務局で名義変更の手続です。

不動産の名義変更是、相続登記の申請書を作る必要があります。この申請書は非常に複雑になりますし、不動産という、とても高価なものを感じるので、不動産の名義の変更是司法書士に頼んだ方が、時間も手間も節約できるでしょうし、安心だと思います。司法書士に相続手続を頼めば、戸籍などの書類も集めてくれます。

銀行の手続は、名義をもらえる方が窓口に行けば、できると思います。

このように、相続の手続きは戸籍を集めたり、遺産分割協議書を取り、印鑑証明書を集めたり、多少大変です。
しかし、このようなことが必要だと知つておけば、ご家族に万が一の時があったとしても、不安にならずに済むと思います。

【事例3】遺言の書き方



お金をおろしたり不動産を管理したりするために、相続手続が必要になります。この相続手続は、亡くなった方の相続人全員で相談が必要になります。この相談のことを「遺産分割協議」と呼びます。亡くなつた人名義の預金を解約するには、その預金はだれが受け取るのかを決めて、書類に相続人全員の実印で押印し、印鑑証明書をつけて行います。不動産も同様です。だれが受け取るのか決めないと、相続トラブルです。財産の分け方が決めなければ、お金をおろすこともできません。これでは、お金があつても使うことができないです。

今回の相談者のケー
スでは、相談者が亡くな
ると相続手続をするに
は、奥さんと相談者のお
兄さんとで遺産分割協
議をすることになります。そ
して、書類にはそれぞれの実印で押印し
て、印鑑証明書が必要になります。
相談者のご夫婦は、お兄さんと折り合いが悪いとのこと
で、相談者が先立たれ、奥様が残された場合、奥様は戸惑われると
思います。

そこで、遺言があれば、奥様とお兄さんの遺産分割協議も不要で
相続の手続ができます。書類に実印での押印も、印鑑証明書も不要
です。遺言を作つておけば、残された奥様も安心ですね。

5分で書ける遺言

遺言はちょっと書くのが大変なイメージがあると思いませんが、実はとても簡単に書けます。

今回の事例では、相談者が簡単な遺言を残すだけで奥様はとても救われると思います。書き方はとても簡単です。便せんなどの紙を用意して、図のような文章を書けばOKです。

- 全部手書き
- 日付(日にちまで書く)
- 名前
- ハシコ(認め印でも可)

私に全ての財産は、妻の山田和子に相続させる。	
令和〇年〇月〇日	遺言書
山田太郎	(印)

このように自分の手書きで書く遺言を「自筆証書遺言」といいます。

書く内容は図のようになります。

「私の全ての財産は妻の〇〇に相続させる」

といった簡単なものでも大丈夫です。

不動産の具体的な物件や預金口座など、個別に書く必要はありません。「全て」と書けば大丈夫です。全ての財産が奥様に渡るようになります。

あと、「山田和子」だけだと、同姓同名の人もいますので、「妻」と続柄を入れましょ。

封筒に入れる必要もありませんし、縦書きでも横書きでも大丈夫です。住所が書いてありませんが、それも法律上は不要です。もちろん書いた方がベターです。生年月日を入れれば完璧です。

こんな簡単なものが、あるとないとでは大違いです。見た目は「紙ペラ」ですが、これがあれば、相談者が先立たれた後、残された奥様はスムーズに相続手続をすることができます。繰り返しますが、5分で書けるこの「紙ペラ」があるだけで、遺された奥様は大助かりります。

法律は知っている人の味方ですね。

私も相続手続きの相談を受けたとき、「遺言があれば」ということが何度もありました。
子供がいない夫婦や、再婚された方などは、特に感じることが多いです。

ただし、1点だけ。

簡単に書ける遺言ですが、**ちょっとしたことで無効**になることがあります。日付を書き忘れたとか、ハシコを押し忘れたとかです。ですから、せっかく書いたら、弁護士や司法書士などの専門家に、法的に有効か確認してもらう事をお勧めします。費用は多少かかると思いますが、安心料と思って、確認してもらう事をお勧めします。

さらにに確実にするなら公正証書で作成することをお勧めします。
公正証書の遺言の作り方については、後でお話します。

確実なのは公正証書の遺言

手軽に書ける自筆の遺言ですが、やはり確実なのは公正証書の
遺言です。公正証書遺言はかなり厳格な作り方になります。
だれにどの財産を渡したいか決めたら、お近くの公証役場に行き
ます。

そうすると公証人が内容を聞き取ってその内容に沿った遺言の
原案を作ってくれます。
同時に、様々な書類が必要です。戸籍や印鑑証明書などです。
また、遺言を正式に作る際には、遺言の内容に無関係で、血縁
関係や婚姻関係にもない人が2人、証人として必要になります。
書類を用意し、証人を頼める人と一緒(本人、証人2人の合計3
人に)に公証役場に行き、遺言を作成します。

作成した遺言には、本人、2人の証人、公証人の合計4人が署
名・押印します。
これで公正証書遺言が完成です。
公証人に支払う費用は5万円～10万円くらいが一つの目安で
す。財産が多い方や、多くの人に財産を分けたい人は、さらにお費用
がかかる場合もあります。

準備の時間も1ヶ月くらいかかることが多いようです。

公正証書遺言は、公証役場で原本を保管して、それの写し
(正本と謄本)を2部、本人に渡します。正本は原本の写
し、謄本は正本の写しというイメージです。

正本と謄本は、見た目はほとんど同じですが、相続の手続
で必要になるのは正本です。

原本は、公証役場によって多少の違いはあるようですが、
おおむね本人が120歳になる程度の期間は保管してくれれる
ようです。

公正証書の遺言は、費用がかかる点や、いろいろ書類を集めたり、証人が必要だったり、少し大変ですが、やはり確実性は高いです。

遺言は書き直しうけるか？

できます。
例え、公正証書で作成した遺言でも、自筆の遺言で書き直すこと
もできます。公正証書と自筆の遺言、どちらが効力が強いということ
はありません。遺言は、最後に書いた遺言が優先します。だから日
付が重要なんですね。

遺言は自分の最終の遺志。作ったら終わりではありません。
その時のお気持ちで何度も書き直しできます。

再婚で前の配偶者との間に子がいる 身内はイトコしかいない	遺産分割協議は、その子も対象になる。
(イトコは法律上の相続人ではないので) 亡くなつた後、施設や病院の支払ができるない。	財産は国に行き、イトコには行かない。 (イトコは法律上の相続人ではないので) 亡くなつた後、施設や病院の支払ができるない。
相続人がいない、 (配偶者や、子、 親、兄弟姉妹、甥、 姪がない)	亡くなつた後、施設や病院の支払ができるない。 財産は国に行くことに。 い。

遺言を書いておくといい人

といつても遺言を書くのは「おっくう」ですし、親や配偶者に「遺言を書いて」って頼むのもハードルが高いですよね。では、どんな場合だと遺言を書いておくべきでしょうか？例を挙げるとこんな人です。

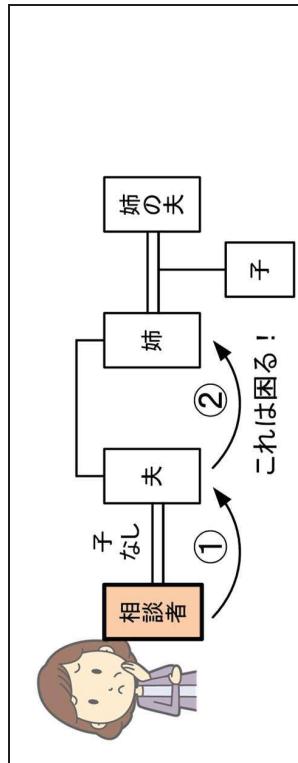
遺言を書いておくべきケース

遺言を書いておくべきケース	遺言がないと…。
財産を渡したい人 がいる	その人に財産が希望どおりに渡らない可 能性。
子がない夫婦 がいる	残された配偶者は、遺産分割協議を、配偶 者のきょうだいとしなければならない。
ずっと介護してくれる 身内がいる	その人に、多めに財産を渡したくても、そ うならないこともあります。
配偶者が認知症 知的障がいの子が いる	遺産分割協議ができる。そのためには、成 年後見人が必要になる。
行方不明の人があり る	その人も相続人。相続手続きが困難にな る。裁判所を通す手続きが必要。

【事例4】最新の方法 家族信託

遺言やこれまでの制度では解決できない相談です。

子供がいらない夫婦の悩み



私は60代の女性です。私は、親から受け継いだ土地があります。その土地は、人に貸しており、毎月賃料が入ってきます。年金も少なくなっていますので、私たち夫婦はその賃料を生活費のあてにしています。

私たち夫婦には子供はいません。

万一、私が夫より先に亡くなったら、その土地は夫に相続されたいのです。そのため、そのような遺言を作りました。しかし、その後、夫が亡くなると、夫の姉にその財産が行くことになります。先祖から引き継いだ土地ですし、夫の親族に行くことは防ぎたいのです。何か良い方法はないでしょうか？

遺言では解決できない

子供がいらない夫婦で、「妻が亡くなったら夫」、「夫が亡くなったら妻」と、という遺言をお互い作っているケースはよくあります。

しかし、この方法には一つ重大な問題があります。妻が先に亡くなり財産が夫に移った後、夫が亡くなったらどうなるでしょうか？夫が亡くなったときは、妻はすでにいません。そうすると「妻に渡す」という夫の遺言は無効になり、夫の兄弟（事例では姉）に財産が行くことがあります。

新しい方法なら解決！「家族信託」

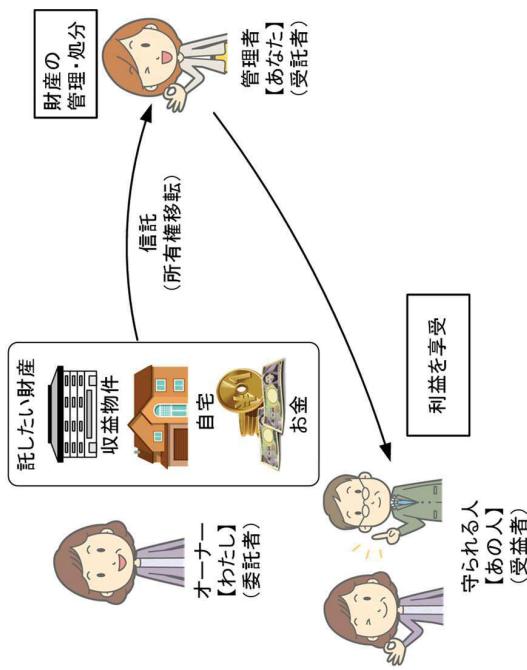
では、解決方法はないのでしょうか？

実は、最近できた法律でキレイに解決できます。その方法を使えば、何代先も指定できます。

例えば、図のように、

- ①自分が亡くなったら夫
- ②夫が亡くなったら姪

と、指定できます。夫の親族に財産が行くのを防ぐことができます。

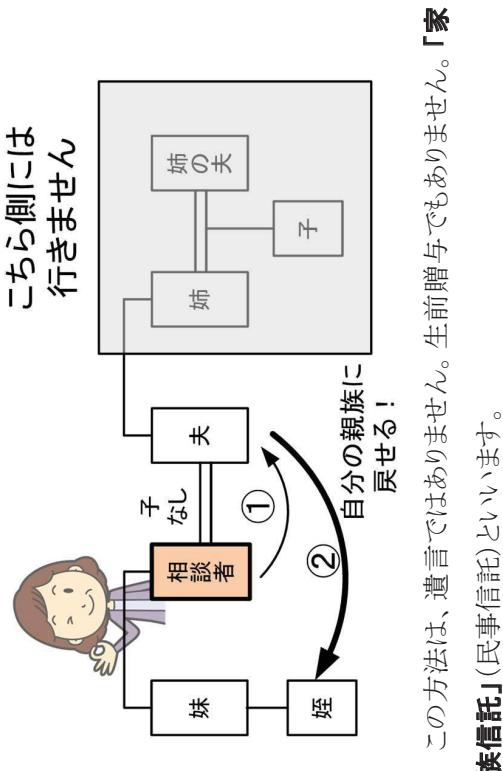


家族信託とは自分が財産を管理できなくなるときに備えて、信頼できる人（家族や親族など）に、自分の財産を守つてもらう契約です。そうすることにより、自分が病気になつても、亡くなつても、自分の大切な人を守ることができます。

信託の登場人物は3人です。

委託者 【わたし】	資産を誰かに託したい人
受託者 【あなた】	資産を託される人、管理していく人
受益者 【あの人】	資産を託されることにより、利益を受ける人

そして、受益者（家族信託により利益を受けれる人）は何世代も先まで指定できるのです。例えば、設定時は自分が利益を受ける人。自分が亡くなつたら配偶者。配偶者が亡くなつたら、自分の子。その



家族信託とは

家族信託とは信託銀行を通さず、個人間でする信託です。「信託」と名前がつきますが、投資信託とは関係ありません。信託銀行も通さないでできます。個人間でする信託です。専門家に信託の契約書を作つてもらい、それに押印すれば完成です。

一言で言うと次のような契約になります。

【私】の財産を、【あなた】に託します。

だから、【あの人】のことを頼みます。

子がなくなったら孫…というように何世代も先まで指定できます。昔の日本は、基本的には長男が財産を引き継ぐことになっていました。生まれる前から決まっていた「家督相続」です。家族信託も何世代も先まで指定できます。つまり、**家族信託を使えば「家督相続」が可能になります。**

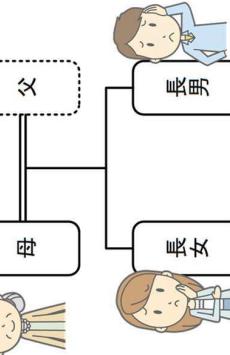
【事例5】家族信託 その他の使い方 ～空き家になった実家の売却～

心配ですから、母は施設に入所することになりました。しかし施設暮らしだけで母の認知症が進むかもしれません。母の判断力がなくなり、実家に戻ることがないようであれば、管理も大変ですので、実家（母名義）を売却したいと思います。しかし、母の判断力がなくなると実家の売却の契約書に、母ではサインできないと思います。
どうすればいいでしょうか？

これまでの方法では・・・

① 認知症になると

名義人のお母さんは判断力がないので、売買の契約できなくなります。



② 成年後見人をつけると

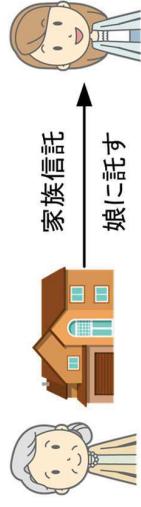
成年後見人が、本人(母)の自宅を処分する場合、家庭裁判所の許可が必要です。しかし、この許可是、自宅を売却しなければいけない理由がないとできません。例えば、施設費用に充てるため売却した資金が必要だったり、空き家の老朽化がひどい場合などです。つまり、成年後見人をつけた場合でも売却はスムーズではありません。

私たちには、80歳になる母がいます。今はまだ判断力はあると思いますが、最近、認知症の症状が少し出始めているように感じています。母は一人暮らしで、私たちも近くに住んでいませんので、

このように、お母さんの判断力がなくなると、実家が空き家になつても処分のハーダルが上がると言えます。

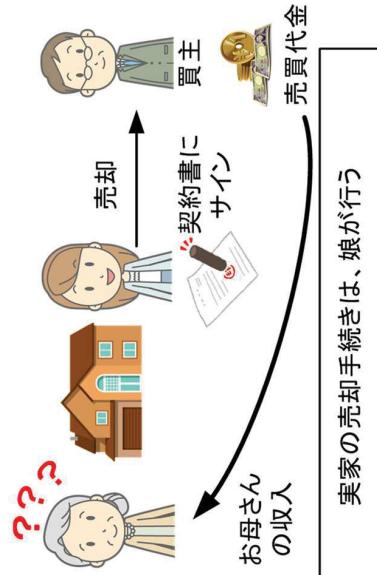
家族信託なら解決できる！

ところが、お母さんが認知症になる前に、家族信託をしておけば、そんな心配は不要です。



家族信託をして、実家を娘に託す

家族信託をしておけば、実家の売却手続きは、実家を託された娘さんが行います。ですから、お母さんの判断力がなくとも問題ありません。
売却したお金は、お母さんの収入になりますが、このお金も娘さんが管理します。お金の出し入れも娘さんがすることになるので、お母さんの判断力がなくとも出し入れに困ることがありません。



実家の売却手続きは、娘が行う

このように、事前に家族信託を設定しておくことにより、お母さんの判断力の低下に対処することが可能になります。

※ ただし、母が判断力があるうちに信託契約をしておく必要があります。

柔軟な対応が可能に

確かに、この事例では、任意後見でも対応ができる可能性が高いです。しかし、任意後見は、判断力が亡くなつた後は、監督人（弁護士や司法書士）をつけなければならず、監督人の意向によつては、売却がスムーズに行かない可能性があります。
家族信託をしておけば、このような監督人もつけるかどうかは自分で決めることができますし、任意後見より、さらに柔軟な財産管理が可能となります。

※ 特に事業用の資産（会社の株、事業用の不動産）をお持ちの場合は、有効な場合が多いです。

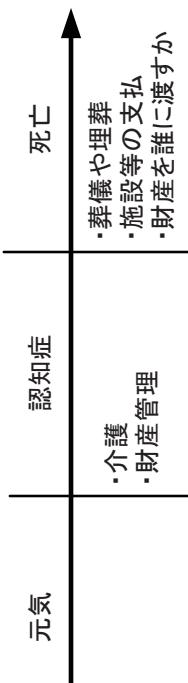
【番外編】身寄りがない人（おひとり様）の財産管理

私は、70代の女性です。
独身で、子供もおらず、一人っ子で、きょうだいもいません。
最近物忘れをするようになってきて、自分の今後について、心配になりました。
もし自分が認知症になつたらどうしたらいいのでしょうか？
それから、自分が亡くなつたとき、葬儀とか、誰かに頼んでおきたいです。
他にも考えておくことがあつたら、教えて欲しいです。



考えるべきポイント

最近は、いわゆる、おひとり様が増えてきました。夫婦でも、子供がないければ、片方の配偶者が亡くなれば、おひとり様です。



- 身寄りがない人の財産管理のポイントは、2つあります。
- 認知症（介護が必要）になつたときどうするか？
- 死亡したとき誰が、様々な手続きをするか？

認知症（介護が必要）になつたとき

- 身の回りのお世話（介護）
 - 施設や介護サービス、病院等への支払いなどの財産管理の2つを考える必要があります。
- 介護については、私は専門ではないので詳しいことは言えませんが、まずは、近くの「地域包括支援センター」に相談するといいでしょ。そこには介護の専門家（ケアマネジャー）がおり、様々な介護サービス等のアドバイスをしてくれると思います。
- 財産管理は、頼める人がいなければ、成年後見です。問題は、申立人になつてくれる人がいるか、です。四親等内の親族（いとこなど）がいれば、事前に連絡を取つておくことが好ましいかもしません。しかしそのような人がいなければ、地域包括支援センター等を通じて、市区町村長が申立てすることになると思います。
- また、事前に後見人を頼める人がいれば、任意後見を設定しておくことも安心につながるかと思います。
- まずは、介護が必要になつたときの日常生活大事だと思ひますので、「地域包括支援センター」に相談することをおすすめします。

死亡した後の手続きが問題

- 問題は、死亡した後の手続きをする人がいないことです。
具体的には
 - 葬儀や埋葬

- ・ 施設や医療費の支払
- ・ 残った財産を渡したい人(団体)に渡すなどです。
独身で、子供もおらず、一人っ子で、きょうだいもおらず、両親も他界している場合は、相続人がいないことになります。
イトコがいても、イトコは相続人でないです。
- そうすると、亡くなつた後、施設や医療費の未払分を精算することが非常に困難になります。裁判所を通す手続きが必要で、費用も100万円くらいかかり、期間も1年くらいかかります。
せっかくお世話になつても、これでは迷惑がかかりますよね。
- そのためには、**遺言の作成**をして、**遺言執行者を指定**しておけば解決できます。遺言執行者とは、遺言の事務手続きをする人で、
- ・ 各種支払い
- ・ 遺産を渡す事務手続きなど主に行います。そうすれば、施設や医療費の未払分を精算できますし、財産を渡したい人や団体がいれば、遺言執行者を通じて渡すことができます。
- 葬儀や埋葬は、悩ましいですね。お願いできる人がいなければ、司法書士などの専門家に、「**死後事務委任契約**」をしておくことをおすすめします。
- 死後事務委任契約とは、亡くなつた後の財産以外の事務手続きをするための契約です。具体的には
 - ・ 葬儀や埋葬

残された問題「身元保証」

介護が必要になり、入院や施設に入所する際、「身元保証」「身元引受」を求められることが多いです。

身寄りがない人にとっては悩ましい問題です。

施設や病院側としては、身元保証を求める大きな理由は、次の2点です。

- ・ 費用の支払いの請求先
 - ・ 何があったときの連絡先
- 亡くなつた後のご遺体の引き取り
- 一方で、後見人等がついていいる場合は、身元保証を求めなければ、施設に確認ですね。

それでも入所や入院のとき、どうしても身元保証を求められることもあります。その場合は、身元保証をしてくれる会社と契約することもあります。まずは、地域包括支援センターのケアマネージャーさんと相談してみてください。

なお、当法人では、

- ・ 任意後見
- ・ 遺言(当法人が遺言執行者)
- ・ 死後事務委任

これら3点の設定をすることにより、身元保証を引き受けています。

身元保証になつてくれそな人がいない場合は、お気軽に、お問い合わせくださいね。

あとがき

それから、遺言や後見などでは解決できない事が、キレイに解決できるすばらしい制度が最近使えるようになりました。「家族信託」です。私はいち早く家族信託を取り入れ、相談された方にも提案させていただきました。皆さんとても喜ばれています。

これまで私は、理工系のエンジニアをしていました。法律は全く学んだことがありません。東京にいましたが、地元の新潟に帰ることになり、手に職をと思い、司法書士を目指しました。しかし、テキストを読んでもチンパンカンパン。講師の話を理解できません。なぜこんなにわからにくいか、?

理由は2つあると思いました。

一つ目は専門用語が多いこと。見たことがない言葉が多いととてもわからにくく感じます。

二つ目は、法律はどうでも抽象的に書かれていること。どんな事例を想定しているか、わかりません。

中高年になると、それまで法律に無縁の生活をしていた人でも法律にかかることが突然起きます。学校で習ったことがないので、皆さん戸惑われます。中高年になるとかかわることが多い、成年後見、相続、遺言について、専門用語を使わないようにして、具体的な事例で解説していました。いかがだったでしょうか？

中高年になるとだれもが法律とかかわることが多くなります。本書があれば、イザというときも安心できると思います。法律は知っていると知らないとで、味方にも敵にもなります。あなたも法律を味方にして欲しい。本書がそのきっかけになるよう願っています。

とき司法書士法人

司法書士 川崎 一夫
司法書士 山田 桂

※ 当法人は、成年後見、任意後見、遺言(遺言執行)、死後事務委任、家族信託など、全てを専門として扱っております。
ご相談等ありましたら、お気軽にご連絡ください。

とき司法書士法人

新潟市東区中島2丁目1番31号
TEL 025-384-0306
<https://www.toki-office.jp>



川崎 一夫 (かわさき かずお)
司法書士

大学卒業後、東京でコンサルタント会社に入社。帰郷にどもない司法書士を目指す。

受験期間中、県央地区をおそつた

7. 13で80cmの床上浸水に遭うも、無事、合格。司法書士登録後は、相続や後見、遺言などを専門とする。
相続手続きの実績は1000件以上。

遺言や成年後見に代わる方法として、「家族信託(民事信託)」を扱うことができる県内では数少ない専門家。

新潟大学法学部の非常勤講師。

NHKでも相続や家族信託について解説。

主な著作物

「いちばんわかりやすい家族信託のはなし」(日本法令)
「事例でわかる経営者の認知症対策」
(日本法令)



山田 祥 (やまだ しょう)
司法書士

昭和 53 年 新潟市東区 出身
平成 6 年 藤見中学 卒業
平成 9 年 新潟高校 卒業
平成 13 年 新潟大学 法学部 卒業
東京都千代田区の法律事務所に勤務
平成 24 年 司法書士試験 合格
平成 25 年～平成 27 年
東京都新宿区の大手司法書士法人に勤務
平成 27 年～平成 28 年
埼玉県所沢市の司法書士事務所に勤務
平成 28 年 7 月 出身地新潟に帰郷し、新潟市西区にて開業
平成 30 年 4 月 とき司法書士法人を川崎と共同で設立
公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート所属



知識ゼロでも大丈夫！ 中高年のための身近な法律相談所 成年後見、相続手続き、遺言、そして、家族信託	
発行日	平成 30 年 7 月 1 日 初版 令和 3 年 8 月 20 日 改訂
発行者	とき司法書士法人
	〒950-0824
発行所	新潟市東区中島2丁目1番31号 レ・モンデ新潟 3階A号室 TEL 025-384-0306 FAX 025-384-0340 https://www.toki-office.jp/
印刷	株式会社 須貝印刷 新潟県胎内市西本町23-15 TEL 0254-43-2038